

令和3年度第1回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和3年4月23日 午後3時00分から午後3時37分まで

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	田中館 和昭
子ども課長	田村 昭弘
学校教育課主任主事	出堀 沙綾

5. 開会

午後3時00分、令和3年度第1回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

4月23日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第1号「令和3年度矢巾町学校教育推進計画について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき説明する。

委員の皆さまのお手元に配布しております黄色の冊子が今年度の矢巾町学校教育推進計画です。内容につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響によっては、行事予定が変更になる可能性がありますので、その都度確認させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○教育長

報告第1号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第2号「矢巾町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき説明する。

○学校教育課長

4ページをお開きください。矢巾町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示でございます。今回の主な改正内容は2点ございます。まず1点は、第5条関係でございます。就学援助の申請書ですが、これまでは学校に提出をいただいてから教育委員会に書類がきていましたが、学校に申請をすることを知られたくないという声もございますので、教育委員会に直接提出することを可能とする改正内容でございます。それから、別表の部分でございますが、オンライン学習をした場合の通信費を補助するものです。これまでは矢巾町内の学校に通っている児童生徒を対象とする条文でしたが、矢巾町内から他の市町村にある学校に通っている児童生徒があった場合、その児童生徒も対象とする内容に改正するものでございます。

○教育長

報告第2号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第3号「矢巾町特別支援教育就学奨励要綱の一部を改正する告示について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき説明する。

○学校教育課長

8ページをお開きください。矢巾町特別支援教育就学奨励要綱の一部を改正する告示でございます。先ほどの就学援助と同様ですが、オンライン学習の条文を改正するものでございます。

○教育長

報告第3号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第4号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告第4号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。本日の議事は2つございます。まず、議案第1号「矢巾町社会教育委員について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

次のページをお開きください。矢巾町社会教育委員の名簿を掲載しております。矢巾町社会教育委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間となっております。昨年度から変更になった点としましては、例年、町内の小中学校全ての校長に委員を委嘱しておりましたところ、小学校校長から1名、中学校校長から1名に委嘱することとした点でございます。また、矢巾町PTA連合会会長につきましては、今年度の総会がこれから開催され、会長が決定するため、現時点では空欄となっております。その他、変更等はございません。

○教育長

議案第1号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○大坊委員

社会教育関係の業務は町長部局に移りましたけれども、社会教育委員については教育委員会の管轄になるのでしょうか。

○学校教育課長

私から説明させていただきます。ほとんどが町長部局に事務が移ったのですが、社会教育委員は、法律上、町長部局に移管できない事務ですので残っております。ただ、実際の事務は、町長部局の文化スポーツ課で行っております。社会教育委員を決定するのは、教育委員会に残っているというものです。

○教育長

生涯教育の部分で、教育委員会とは離れないというものですので、ご理解願います。矢巾町PTA連合会会長については今後決定されて、社会教育委員の名簿が完成しますので、その点については追ってご報告させていただきます。

その他に、ご意見、ご質問ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第1号「矢巾町社会教育委員について」、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第1号「矢巾町社会教育委員について」は、原案の通り承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第2号「矢巾町職員希望降任取扱規程について」、事務局より説明いたします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

15 ページをお開きください。矢巾町職員希望降任取扱規程でございます。まず、こちらは訓令ということで制定したいところでございますが、訓令はそれぞれの執行機関からの命令ということになります。ですので、教育委員会命令として、我々職員に対してこのような制度を設けるということでございます。町長部局ですとか、農業委員会、議会等、それぞれがこの規程を整備することになります。内容ですが、職員が降任を希望する場合には、それを考慮して、降任に値する場合は降任させるというものです。第2条を見ていただきたいのですが、降任する者は、係長又はこれに相当する職以上ですけれども、括弧して課長級に相当する職を除くとありますので、実質は係長と課長補佐が対象ということになります。

○教育長

事務局の説明について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○齊藤委員

今回、訓令に基づいて初めて制定するということになるわけですね。町長部局にもともとあったので、それを基にして教育委員会でも採用するというのではなくて、同時に、ということですか。

○学校教育課長

はい、同時です。

○齊藤委員

他市町村も同時に、ということではなく、矢巾町独自で行うものですか。

○学校教育課長

はい、矢巾町独自です。

○齊藤委員

ダイバーシティの関係からいけば非常に進んだ制度だと思うし、先取りのようなかたちで素晴らしいと思いますが、どこかから命令があったというものではないということですね。

○学校教育課長

はい、そのようなことではないです。

○齊藤委員

一般の企業でもあまりないような気がしますが。

○学校教育課長

行政の中では、多くはないですが、取り入れているところはあるようです。

○齊藤委員

今の時代にマッチしているし、これからも恐らく必要になってくると思います。なかなか一般企業ではできないと思います。

○教育長

学校ではあります。例えば、副校長が自分から希望して、教諭や主幹に降格ということはありません。

○齊藤委員

下がることによって給与体系も変わってくるのでしょうか。

○学校教育課長

下がります。

○齊藤委員

退職金も連動するのでしょうか。

○学校教育課長

連動します。退職金は、退職した日の給料月額×何か月分なので。

○教育長

様々な家庭の事情で、なかなか残業や土日の勤務に対応ができないという場合や、病気等もありますので、そのようなことに対応するということです。

○齊藤委員

これまでも異動によって対応してきたと思いますが、本人の希望を取り入れて、それを活かすということですね。分かりました。

○教育長

その他、ご意見、ご質問ございませんか。

○大坊委員

実際の運用上、次年度、係長に上がりそうだという人が「自分は係長になりたくないです」ということも含まれるのですか。係長になった人が「私はこれ以上係長の職務は遂行できないから下げてほしい」ということはできますよね。課長補佐が「ひとつ下げてくれ」とか。ただ、なる前に係長が「課長補佐になりたくない」と拒否することも含まれるのでしょうか。

○学校教育課長

昇任試験をやっていないので、次に上がる人は内示で明らかになるので、事前に「自分は無理です」というのはないのですが、秋に自己申告書をとっているので、もし書くとなれば「自分はこの職務が限度です」と書くことは可能かなとは思いますが。

○教育長

このような訓令が出れば、そのように書く人が出てくるのではないのでしょうか。

○齊藤委員

一般企業でも、辞令交付の前に、組合に事前に提示するというのがありますよね。ただ、今の時代を反映してきているし、恐らくこのようなかたちに段々になっていくのではないのでしょうか。

○教育長

その他、よろしいでしょうか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、議案第2号「矢巾町職員希望降任取扱規程について」、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第2号「矢巾町職員希望降任取扱規程について」は、原案の通り承認することに決定いたしました。

10. その他

○教育長

6. その他 報告に入ります。報告（1）学校教育課関係について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

21 ページをお開きください。30日以上欠席の不登校児童生徒数の、令和2年度の集計になります。令和2年度は、トータルで小中合わせて32人となりました。過去の数字を見ていただければ分かりますが、増加傾向にあると思っております。特に令和2年度は突出して多かったのですが、これは盛岡教育事務所管内の傾向と同じでございます。ただ、本町の令和2年度の特徴といたしまして、改善された事例が多かったのが特徴と思っております。

23 ページをお開きください。いじめ事案等の認知件数でございます。令和2年度は、全部で688件となっております。令和元年度は639件、平成30年度が601件ということで徐々に増えているところでありますけれども、これは常々申し上げておりますが、いじめ見逃しゼロということを掲げておりますので、各学校で小さなことでも発見いただいた結果だと思っております。

25 ページをお開きください。児童生徒の事故に関してです。今回、矢巾中学校で2件ございました。昼休み中の事故となっております。

○教育長

報告（1）学校教育課関係について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（2）子ども課関係について、事務局より説明をお願いします。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

コロナ対策ですが、今回で3回目になりますが、困窮するひとり親世帯に対して特

別給付を行います。チラシを4月20日に発送しております。給付は4月27日に行います。対象は198世帯、子どもの数は306人になります。1人5万円なので、総額で1,500万円を給付します。振興局が実際行いますが、事務は子ども課で行っております。この他、6月を目標に、非課税世帯の子どもにも1人5万円を給付するというものもあります。初めは全て申請主義ということでしたが、今朝の新聞には「児童手当をもらっている人は児童手当の口座に振り込む」ということになったようです。そうすると、児童手当は0歳から中学3年生までなので、高校1年生から3年生の子の家庭は申請主義になると思われます。また、課税確定が6月1日なので、そこまでは事務を待たないとなりませんが、国では6月下旬に、ということなので、日程が非常にタイトになります。今のところ500人程を見込んでおりますので、500人×5万円の2,500万円を予算化しております。

30ページ、31ページですが、矢巾町立保育所あり方検討委員会を令和3年度に設置します。目的は第2条にある通りですが、町立保育所が担うべき役割と運営に関するについて、広く意見を聞くために設置します。矢巾町の保育所は、当初は、公立で徳田、煙山、北川、不動の4園ありましたが、今は煙山保育園のみになっております。民間にはできないような特徴を持つ方向にと思っております。

32ページから43ページですが、児童福祉に関する最高の意思決定機関である子ども子育て会議を来月開催しますが、委員は43ページの通り選定しておりますので、ご報告いたします。

○教育長

報告（2）子ども課関係について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、報告（3）学校給食共同調理場関係について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

本日、共同調理場の次長が、別の会議が入っており欠席ですので、私の方から説明させていただきます。

44ページをお開きください。給食提供食数ですが、計の部分を見ていただきたいのですが、昨年度よりも増えております。これは、昨年度は3月に全国一斉の休校がありましたので、その関係で昨年度が少ない状態となっております。それから、3の残菜状況ですが、令和2年度の会議でも報告がございましたが、コロナ禍の関係で様々な大会がなくなったので、食べなかった生徒が少なかったことが原因かと思えます。それから、6の給食費の収納状況ですが、昨年度から給食費が公会計化されております。収納率が99.1%ということで、まだ100%になっておりませんので、公会計の場合、出納閉鎖というのがございまして、年度は新年度に替わったのですが、実質令和2年度の出納が閉まるのが5月末ですので、それまでに100%になるように努めていきたいと思っております。

○教育長

報告（3）学校給食共同調理場関係について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○掛川委員

給食費の納入についてですが、昨年度までと同じやり方でずっと続けるのでしょうか。例えば、去年は引き落としでしたけど、今年は1回で払いたいから紙でやりたいとか、逆のパターンとか、どの段階で言えるのでしょうか。

○教育長

納付書が届くと思うのですが、そこに希望を書く箇所はないですか。

○掛川委員

ないです。去年とそのままできています。

○教育長

一括して、という場合ですね。

○掛川委員

そうですね。あとは逆のパターンとか。今までは一括していたけど、やはり引き落としに変えたいというときは、いつ、どこで、誰に言えばいいのでしょうか。

○教育長

これは、共同調理場の方に問い合わせさせていただくことですが、こちらの方で確認をします。

○掛川委員

そのような希望のあるご家庭もあるのではと思うので。私も個人的にそう思っていたので、何かアナウンスはないのかなど。何もないうまま4月末になるんだなという感じだったので。

○学校教育課長

共同調理場に確認しておきます。

○教育長

報告（3）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

行事予定について、何かご意見、ご質問等ございますか。

ちなみに、5月には各小中学校で運動会がございしますが、来賓を呼ばない、来賓の席を設けないということで、基本的な形は、学校職員、児童生徒、そして保護者となります。あとは、各学校で保護者の数を制限する場合も出てくることとなりますので、よろしくをお願いします。

ここまで、よろしいでしょうか。

〈全員なしの声〉

○教育長

その他、委員の皆さまから何かございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 3 時 37 分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員